

鈴鹿市次世代育成支援行動計画  
(後期計画)

平成21年12月

鈴鹿市保健福祉部子育て支援課

## Ⅰ 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子高齢化が急速に進む中、子育てにおける不安や孤立を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下、子どもの育ちの保障の充実など、さまざまな課題への対応が求められており、子育て中の親や子どもを支援する次世代育成に関する施策の充実を図ることが急務となっています。

国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を進めるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。また、平成15年7月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」などの4つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、さまざまな対策を実施してきました。

こうした取組みにもかかわらず、平成17年にわが国は初めて総人口が減少に転じ、出生数106万人、合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録するなど、予想を上回る少子化の進行がみられました。

このような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、結婚や出産・子育てに関する国民の希望の実現のために必要なものについて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」）がとりまとめられました。重点戦略では「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が必要であるとされ、この実現のため平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられました。憲章では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者が果たすべき役割を掲げています。また、行動指針においては、憲章が掲げる社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取組みを推進するための社会全体の目標を設定しています。

このような国の次世代育成支援に関する一連の流れを受け、子どもの権利を尊重するとともに、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み育てることができるまちをつくるため、鈴鹿市における子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進していくために、鈴鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定を行っていきます。

## Ⅰ 計画の位置付け

この計画は、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画にあたる鈴鹿市の行動計画であり、平成 17 年 3 月作成の鈴鹿市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画（前期）」という。）の後期計画として策定します。

子どもや子育て家庭などを対象とし、行動計画（前期）の取り組みについて、評価・検証をした上で、鈴鹿市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。また、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握した上で策定しました。なお、本計画の施策体系は、国の策定指針に基づいて策定していきます。

また、三重県の関連計画とも整合を図るとともに、市の上位計画である「第 5 次鈴鹿市総合計画」の部門別の個別計画として、鈴鹿市の施策を総合的・一体的に進めるため、関連計画とも整合性を保ちながら策定します。

## Ⅰ 計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 21 年度を期間として策定した行動計画（前期）に引き続き、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の期間とする行動計画（後期）として策定します。



## Ⅰ 基本的な視点

### ①子どもの権利が守られるために

1989年（平成元年）、国連で採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、我が国では1994年（平成6年）に批准しています。この条約では、締結国は子どもにかかわるさまざまな権利が擁護されるように施策を推進し、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重することが求められています。

本計画では、次代を担う、子どもの幸せを第一義に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組みを進めます。

### ②社会全体で子育てをささえるために

子育ての基本は家庭にあります。すべての子どもが社会を構成する重要な一員として、心身ともに健やかに成長するためには、家庭、地域、企業、行政をはじめとした社会全体が、さまざまな地域資源・社会資源を活用し、それぞれ役割分担しながら有機的連携と協力によって子どもの健全育成にかかわっていくことが必要です。

また、子育てを行う上での男女の固定的な分担意識の解消とともに、すべての子どもや子育て家庭の支援にあたっては、「鈴鹿らしさ」を生かした、質の高い多様なサービスの提供が求められています。こうしたニーズへの対応を的確に行うためにも、社会全体で支援する視点に立った取組みを進めます。

### ③子ども自身の豊かな人間形成をささえるために

次世代育成において重要なことは、子どもが、家庭、学校、地域などでの学習や活動、スポーツや遊びなど、さまざまな行動や経験を通じて、豊かな人間形成を行えることにあります。鈴鹿市で育つ子どもは、市の特性や環境からさまざまな影響を受けながら成長していくため、本市の内部環境を強みとした子育て支援を考えていくことが必要です。

また、現在、日本が国際化する中、外国人が多く在住する鈴鹿市では、多文化共生といった視点での子どもの育成環境を考えていくことも、大切なことです。子ども自身が、家庭、学校、地域などを通じてさまざまな体験や学習をすることができる環境をつくり、子ども自身の豊かな人間形成を支援する視点に立った取組みを進めます。

# Ⅰ 基本理念と基本目標

## ①基本理念

「鈴鹿で育つ，鈴鹿の未来 ～未来を担う子どもたちの豊かな人間をめざして～」

鈴鹿市においても核家族化や少子化が進行し，地域のつながりも希薄になる中，安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため，平成17年3月策定の「鈴鹿市次世代育成支援行動計画」に基づき，子育て支援に取り組んできました。

今後はさらに関係機関やさまざまな担い手との連携・協働のもと，人にやさしいまち・地域づくりをめざして，児童の健全育成と子育て支援事業を進めていきます。また，子どもは鈴鹿市の「未来」をつくる大切な存在であり，担い手でもあります。未来の鈴鹿市を担う子どもたちを育てるためには，子どもたちがいろいろな経験をしながら成長できる環境をつくる必要があります。家庭，学校，地域社会などにおいて，子どもたちが成長できる環境を実現することが必要です。同時に，子ども自身が，自らの未来に希望を持って成長できるよう支援していくことも大切です。そして，そのためには，親をはじめ子どもたちを取り巻く大人たちが，子どもの権利を尊重し，子どもへの愛情を持って接していくことが必要です。

そのため，本計画においては，「鈴鹿で育つ，鈴鹿の未来～未来を担う子どもたちの豊かな人間をめざして～」を基本理念として計画を推進していきます。

## ②基本目標

- ・子育て支援地域社会をつくるために
- ・すべての子育て家庭をささえるために
- ・子ども自身の成長をささえるために
- ・親子の健康づくりのために
- ・子育ての安全・安心をささえるために

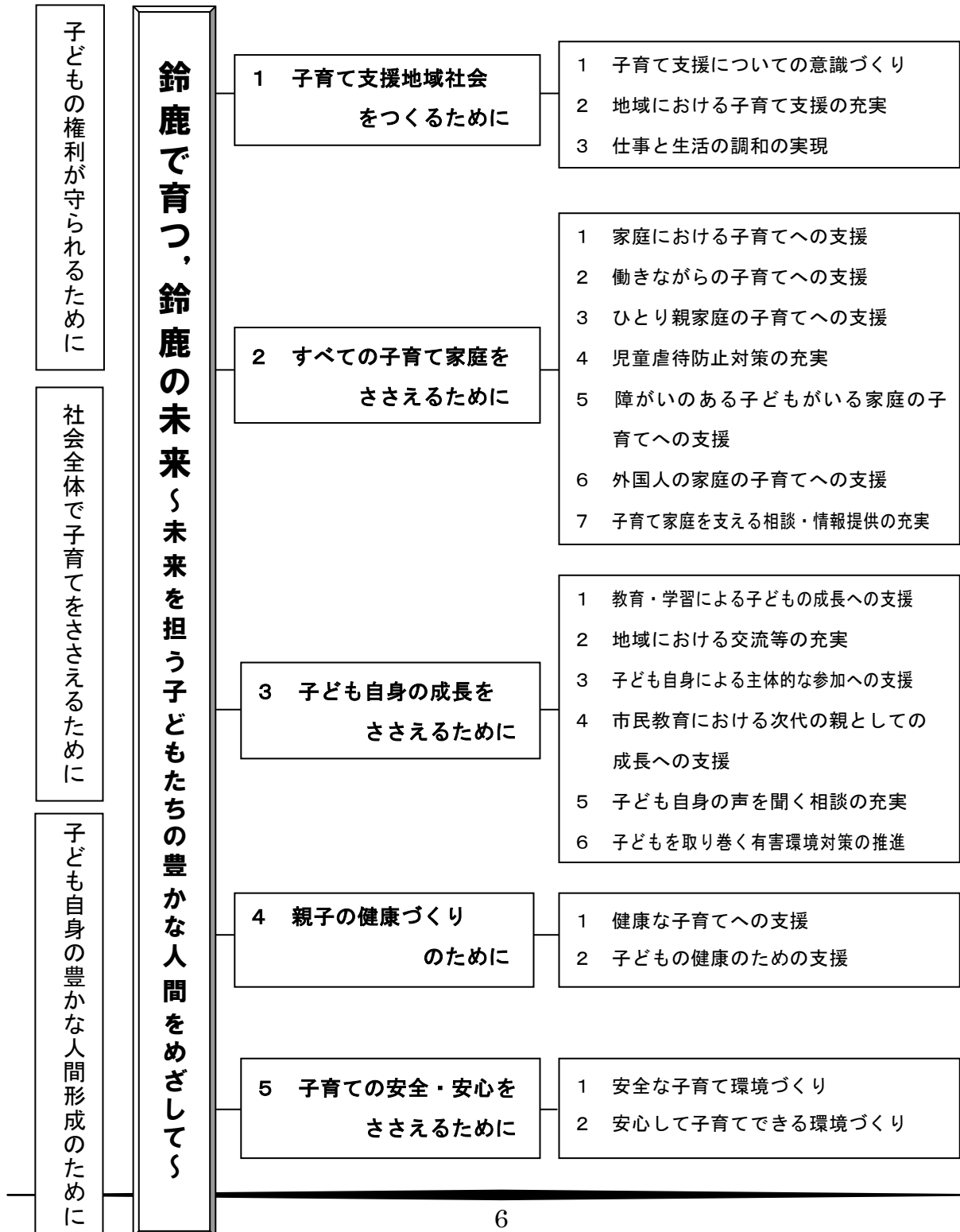
# 施策の体系

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画であることから、国の策定指針に沿うとともに、施策の体系を次のとおりとします。

【基本視点】【基本理念】

【基本目標】

【施策目標】



## Ⅰ 施策の方向

### 基本目標 1：子育て支援地域社会をつくるために

#### □施策目標 1：子育て支援についての意識づくり

##### ① 子どもの権利を尊重する意識啓発

市民一人ひとりが子どもの権利を尊重する意識を高められるよう、各保育所や幼稚園、小中学校での課題を見つけ、自ら推進していき、人権について学ぶ場や研修機会を充実します。また、子どもの権利条約や憲法に基づく人権尊重の理念を踏まえた人権啓発活動を進め、子どもの視点に立った子育て支援社会の形成に努めます。また、家庭や保育所、幼稚園、学校などにおけるしつけや保育、教育において、子ども自身の選択・決定への配慮がなされるよう、啓発に努めます。

##### ② 子育て支援への理解の促進

少子化の進行を社会全体の問題として捉えるとともに、市民が広く子育ての意義を理解し、地域社会全体で子育てに協力する意識を共有できるよう、啓発に努めます。また、子育て支援をはじめとするさまざまな社会的な活動に、市民が積極的に取り組む意識の醸成を図り、子育て支援ボランティア育成のための支援を行うなど、子育てサポーターやボランティア活動などの推進に努めます。

#### □施策目標 2：地域における子育て支援の充実

##### ① 親子が交流できる機会の拡充

子どもの健全な成長や親の心の安定、親子間の健全な関係づくりを支援するため、保育所、幼稚園の園庭開放や各種イベントの開催など、多様なニーズに的確に対応し、身近な地域において、親子の交流や子ども同士、親同士の交流ができる機会の拡充に努めます。また、園開放・相談事業などにおいて、教員やボランティアの質の向上を図り、人材開発に努めます。

##### ② 地域の子育て支援への意識の高揚

地域の中で住民同士が相互に連携し、子育てを支援する意識の高揚を図り、啓発に努めます。また、ファミリー・サポート・センター事業など、地域で子育て支援に協力できる機会の周知やPRに努め、また課題に対して改善を図るため、保育所や幼稚園などのより一層の連携を図り、安定的なサービスの供給に努めます。

##### ③ 子育て支援に関する地域活動などの促進

子育てサークルなどの活動状況の把握に努め、市民に対する紹介や活動内容の助言など、情報サイトにおける活用を促し、積極的な活動を促進します。また、NPO団体などが地域

の子育て支援サービスの担い手となっていけるよう育成，支援に努めます。また，子育て支援地域社会をつくるために，地元の大学は地域の資源として重要な存在であることを踏まえ，社会資源の効果的な活用の仕組みを確立し，地元大学などの地域との連携を推進します。

### □施策目標 3：仕事と生活の調和の実現

#### ① 男性の子育てへの参加の促進

父親の子育て参加を促進するため，夫婦で参加できる子育て教室やセミナーなどの内容を検討するとともに，各種教室への父親の参加をはたらきかけます。仕事と子育てを両立し，夫婦で協力して子育てを行うための意識づくりを進めるため，労働者や事業主，地域住民の理解や合意形成を促進し，啓発に努めます。男女共同参画意識の醸成を図り，各種啓発講座や講演会の開催など，鈴鹿市男女共同参画プランに基づく諸施策を進めます。

#### ② 企業などによる子育て支援対策の促進

労働基準法における産前産後休業の規定や，育児休業，介護休業に関する制度の周知・活用促進を図るとともに，次世代育成支援対策推進法の理念の普及や「一般事業主行動計画」の策定について，また，次世代育成支援施策に取り組む企業や民間団体の好事例などの情報提供や啓発に努めます。さらに国で実施している認定マーク（くるみん）の周知や表彰制度など，仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価する取組みと連動し，労働者と企業の双方が子育ての意義を共有し，各種制度を利用しやすい職場環境づくりを促進するため，啓発に努めます。



## 基本目標 2：すべての子育て家庭をささえるために

### □施策目標 1：家庭における子育てへの支援

#### ① 子育て負担を軽減するサービスの充実

保護者の急病や冠婚葬祭などの対応や、レジャーや買い物など、リフレッシュする機会づくりとして、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業など、保育園や幼稚園などとの連携を図り、子どもを一時的に預けるなど、多様なニーズに対応した体制づくりに努めます。また、旅行や出張など、短期間において、子どもの保育が困難となる状況に対応するため、子育て支援短期利用事業（ショートステイ）を円滑に実施します。また、保護者の孤立化や子育て不安の解消を図るため、地域子育て支援センターや公民館における子育て支援学習など、気軽に相談や情報交換できる機会の提供に努めます。

#### ② 子育てにかかる経済的支援

児童手当や乳幼児医療費の助成など、子育てを行う家庭を対象とした経済的な支援を継続して進めます。子育て家庭に対する側面からの経済的支援として、就労機会の拡大を促し、情報提供や各種講座など、就労のための支援に努めます。また、勤労者の生活の安定を図るため、教育資金などの貸付事業などを継続して進めます。

### □施策目標 2：働きながらの子育てへの支援

#### ① 保育サービスの充実

働く親の多様なニーズに対応するため、保育サービスを量的に拡充するとともに、保育所における乳児保育や延長保育などの充実を図り、必要に応じて定員増加や新設を検討します。また、保育所においては、子どもの成長や個性を重視した保育内容の充実に努めるとともに、安全性に留意した保育に努め、さらに保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との連携により質の向上を図り、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保に努めます。幼稚園においても、預かり保育をはじめ多様なニーズに応じた保育に努めます。

#### ② 子育て支援サービスの充実

子どもが病気の時などの緊急時や、親の仕事の都合などによる夜間、休日などに対応できる子育て支援サービスの充実に努め、保育所や幼稚園への周知を図ります。小学校児童の放課後の居場所や保育場所については、関係各課が連携し、放課後児童クラブの提供体制を充実するとともに、保護者や子どものニーズに応じた保育内容や保育時間、受け入れ対象学年などの検討を行います。

## □施策目標 3：ひとり親家庭の子育てへの支援

### ① ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、母子寡婦福祉資金の活用やひとり親家庭など医療費助成などの経済的な支援を進めるとともに、就労などの自立支援に努めます。また、就労支援の実施にあたっては、母子自立支援員と公共職業安定所との連携により、効果的な就労支援に努めます。公営住宅の優先入居に関しては、他の優先措置とともに早期対応ができるよう、検討・実施に努めます。

### ② ひとり親家庭の生活支援の充実

保護者の急病などにより、一時的に子育てや家事などができなくなった家庭に対する日常生活支援制度などの生活支援制度の周知や利用促進を図ります。

## □施策目標 4：児童虐待防止対策の充実

### ① 児童虐待を未然に防ぐ対策の強化

地域の子どもに関心を持ち、地域ぐるみで子どもを守り、育てようとする意識を高めるため、児童虐待防止法などの周知を進めるとともに、早期発見・早期対応を行うため、庁内の連携を図るとともに、主任児童委員などを活用し、医療機関や医療関係団体と市との間で効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図ります。また、ストレスを抱える親や、子どもを虐待しているのではないかと悩んでいる親などが、気軽に相談できるような体制づくりに努めます。

### ② 保護救済体制の充実（虐待防止ネットワークの充実）

「鈴鹿市児童虐待防止等ネットワーク委員会」に専門性を有する職員の配置を推進し、充実させることにより、児童虐待や配偶者からの暴力（DV）に対応する機能を持つ医療、福祉、教育など関係機関の連携を強化します。また、関係者の資質向上のために講習会などへの参加を推進します。保護においては、実施が適切と判断した場合は速やかに県知事または児童相談所長に通知し、検証作業に参加・協力するなど、県との連携を図ります。また、児童虐待などの防止、地域における早期発見・対応、保護・支援、アフターケアなども含め、児童養護施設の整備を検討し、総合的な対応を促進します。

## □施策目標 5：障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援

### ① 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもが地域で安定してともに生活できるよう、在宅福祉サービスを充実し、適切な情報の周知、家族が適切な育児が行えるよう、障がいのある子どもがいる家庭の子育

てを支援します。また、保育所において、障がいのある子どもの受け入れを推進するとともに、放課後児童健全育成事業においても同様に受け入れを推進し、各関係機関との連携を図ります。学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（AD/HD）など発達障害を含む障がいのある児童生徒については、教員の資質向上を図りつつ、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。

## ② 障がいの早期発見・早期療育体制の充実

乳幼児健康診査や学校における健診などにおいて、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいのある子ども及び発達に問題があると思われる子どもに対し、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携して、子どもの成長過程に沿った療育体制の充実に努めます。

## □施策目標 6：外国人の家庭の子育てへの支援

### ① 外国人家庭の支援の充実

各種サービスや制度に関する外国人向けの情報提供を充実するとともに、保育現場に外国語の通訳が可能な職員を配置するなど、在住外国人の家庭の実態を踏まえた支援の充実を図り、外国人の子どもが健全に成長できる環境づくりに努めます。

## □施策目標 7：子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実

### ① 相談体制の充実

子育ての悩みや不安を気軽に相談できる機会の充実に努めるとともに、相談窓口の周知を図り、PRに努めます。また、多様で専門的な相談内容に対応するため、専門スタッフの確保や相談員の質の向上など、専門性の高い支援体制の構築や指導・支援強化を図るとともに、相談機関相互の連携体制に努めます。

### ② 情報提供体制の充実

公的な子育て支援制度のみならず、NPO法人やサークルが行うイベント・事業、保育所（園）・幼稚園の園庭開放状況など、さまざまな子育て支援に関する情報提供に努めます。また、ホームページ上に子育てポータルサイトを立ち上げ、利用者自身も情報発信できるしくみづくりを検討します。

## 基本目標 3 : 子ども自身の成長をささえるために

### □施策目標 1 : 教育・学習による子どもの成長への支援

#### ① 家庭教育への支援の充実

個々の家庭において、しつけや教育の重要性を理解し、適切な教育を行っていただけるよう、家庭教育学級や子育て支援講座、講演会などの学習機会を提供し、さらに子どもが自発的に取り組むよう促進するなど、家庭教育における総合的な取り組みを関係機関が連携して行います。また、親子がともに過ごし対話することを促進し、その重要性が広く理解されるよう、「家庭の日」などの周知を図るとともに啓発に努めます。

#### ② 子どもの生きる力をはぐくむ教育環境の充実

一人ひとりの子どもの特性に応じ、人間関係づくりや言葉の習得など、発達の課題に対応するとともに、心身の健全な成長を図り、教育内容の充実に努めます。また、子どもの社会性や豊かな人間性、創造などの成長を図り、道徳教育や総合的な学習の時間などにおける体験活動などの充実に努めるとともに、子どもの主体性を重視し、自ら学び考える学習環境の充実に努めます。また、研修などによる教員の資質向上や学校設備の安全確保を図り、教育内容、教育環境ともに信頼できる学校づくりに努めるとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。外国人との交流や、市の国際事業の充実などにより、豊かな国際感覚を身につけられる国際理解教育の推進に努めます。

### □施策目標 2 : 地域における交流などの充実

#### ① 地域活動などへの参加促進

地域で自主的に行われる交流活動や体験活動などへの子どもの参加促進を図り、地域活動団体の活動PRに努めるとともに、活動内容への助言や補助、情報提供や指導者の育成などに努めます。

#### ② 地域での体験活動などの機会の充実

身近な地域で、子どもがさまざまな体験や交流ができる活動機会の充実に努めます。また、里山や海など市に残る自然とのふれあいや、市の歴史や文化などにふれることを通した子どもの健全な成長を図り、これらの環境の中で安全に遊び学べる機会の提供に努めます。また、地域で学校を支える体制づくりの推進、多様な体験活動の機会の積極的な活動により、活力ある地域づくりを進めます。

## □施策目標 3：子ども自身による主体的な参加への支援

### ① 子どもの遊び場の充実

遊びを通した子どもの心身の健全育成を図り、自然とふれあえる環境やスポーツを楽しめる機能など、さまざまな環境や機能を持つ公園の整備を計画的に進めます。また、公園などの遊具などについては、常に安全性の確保を図り、その維持管理に努めるとともに、必要に応じて魅力ある遊具などの設置を検討します。遊び場における子どもの安全の確保をするため、遊び場周辺の交通環境に関する保護者の注意喚起に努めるとともに、すべての遊具の改修・修繕に向けた取組みを行い、児童委員、主任児童委員などと連携して、地域において子どもを見守る環境づくりに努めます。

### ② 子どもの年齢に応じた居場所の確保

子どもの屋内における活動場所の確保を図るとともに、さまざまな年代の子どもたちが、地域において自主的に参加できる環境づくりに努めます。また、遊びを通してさまざまな体験ができる安全・安心な遊び場や居場所の確保を図り、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の整備・拡充を推進するとともに、学校施設や公民館などの公共施設の活用を検討します。

### ③ 子どもの自主性を伸ばす学習機会の充実

子どもの自立を推進し、自己肯定感を高めていくことをめざし、子どもたち自身が主体的に取り組む機会の充実や子どもたちの自主的な活動をささえる環境づくりを進めます。

## □施策目標 4：市民教育における次代の親としての成長への支援

### ① 親となるための学習機会の充実

中学生や高校生が、子どもをかわいいと感じる心や慈しみを育むとともに、子どもとふれあうことの楽しさや難しさが経験できるよう、子どもとふれあう体験学習など、親となるための学習機会の充実に努めます。現在、未婚の人、子どもがいない人に対しても、健全な子育て観が形成できるよう、子育ての情報や学習機会の提供に努めます。

### ② 親となるために必要な意識づくり

命の大切さを学び、将来、親となるための意識の高揚を図るとともに、基本的な人間関係を大切にす意識の醸成を図り、家庭や学校、地域などの中で、乳幼児から高齢者までさまざまな形の交流やふれあいを促進します。

## □施策目標 5 : 子ども自身の声を聞く相談の充実

### ① 子どもの相談体制の充実

子ども自身が気軽に悩みなどを相談できるよう、学校において、気軽に相談できる場所の設置や、スクールカウンセラーや心の教室相談員などの専門的な相談活動の充実に努めます。また、学校以外でも電話や来所により子どもの相談に対応する場所の確保に努めます。

### ② 教育現場での諸問題に対する対応の充実

いじめや不登校などへの適切な対応を図り、カウンセリングや適応指導教室などの充実に努めます。また、家庭、学校、専門機関などが連携を強化し、心の問題を抱える児童・生徒に対して適切なはたらきかけを行っていきます。

## □施策目標 6 : 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### ① 有害情報の蔓延防止

有害図書などの販売について子どもがふれることがないように、商業施設などに協力を依頼するとともに、パトロールなどにより情報を収集し、学校、地域、その他関係機関が共有を図ります。

### ② 情報モラル教育の推進

家庭や地域において、インターネットや携帯電話の利用時に子どもが有害情報にふれることがないように、フィルタリングソフトなどの情報提供に努めるとともに、インターネットや携帯電話を使ったいじめなどが起こらないよう、情報モラルや正しい使い方の指導を徹底します。

## 基本目標 4：親子の健康づくりのために

### □施策目標 1：健康な子育てへの支援

#### ① 主体的な健康づくり支援

親と子が主体的な健康づくりに取り組むことができるよう、相談事業などの内容充実に努めるとともに、健康状況の把握や指導なども踏まえた健康づくりの啓発を行います。また、母子保健事業を有効に活用できるよう、事業の説明や紹介など情報提供に努めます。

#### ② 妊娠、出産、育児期の健康づくり

母子の健康の保持増進を図り、妊産婦や乳幼児に対する定期的な健康診査、健康相談、健診後のフォローアップや、予防接種などの勧奨、健診未受診者への受診勧奨など、妊娠、出産、育児期を通した一貫した母子保健サービスを提供し、健康づくりを支援します。また、専門スタッフの確保や健診後のフォロー体制、母子保健推進員などによる相談などの充実に図り、医療、福祉、教育などの関係機関との連携強化に努めます。

### □施策目標 2：子どもの健康のための支援

#### ① 子どもの年齢に応じた健康づくりへの支援

乳幼児期から思春期に至るまで、発達の過程に応じた適切な食生活の知識の普及を図り、学習機会や情報の提供に努めます。また、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進し、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整備します。子どもの健康づくりや体力向上を図り、スポーツなどに親しめる機会の提供に努めるとともに、主体的なスポーツ活動などへの参加を促進します。

#### ② 小児医療の充実

小児医療は、安心して子どもを産み育てるための基盤となります。そこで、県や近隣市町、関係機関などと連携し、小児科医の数的な確保や医療施設のネットワークづくりなど、小児医療や小児救急医療を地域全体でささえていく体制づくりに努めます。また、情報提供に努めるとともに、小児医療に関する正しい知識の啓発を促進します。

#### ③ 思春期保健対策の充実

生命の大切さや性感染症予防に関する学習機会や情報の提供に努め、またこころの健康の重要性を認識し、自ら実践することができるようにするため、こころの健康に関する啓発を行います。喫煙や飲酒、薬物乱用、過剰なダイエットの弊害などは、将来への影響も大きいことから正しい知識の普及を図り、関係機関と連携し、学習機会や情報の提供に努めます。思春期の人工妊娠中絶や性感染症の増加に対応するため、健康に関する知識や適切な生活習慣を身につけるための教育の充実に努めます。

## 基本目標 5：子育ての安全・安心をささえるために

### □施策目標 1：安全な子育て環境づくり

#### ① 安全なまちづくりの推進

日常生活における子どもの安全確保を図り、複数回以上不審者情報が寄せられた箇所、児童が交通事故にあった箇所、増水や冠水などで児童の登下校に危険のある箇所など、子どもにとって危険な場所を把握し、危険区域表示板の設置や校区危険箇所のホームページでの公開など、整備、対策に努めます。また、高齢者、障害者などの移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、駅、官公庁施設、病院などを相互に連絡する道路について、移動などの円滑化を推進します。子どもを狙った犯罪の未然防止を図り、防犯訓練・防犯教室の実施や青色回転灯パトロール隊の結成などによる防犯対策に努め、また、犯罪に遭った子どもや子どもの保護者を保護するため、学校や児童相談所などの関係機関と連携し、カウンセリングや相談活動など、きめ細かな支援体制づくりに努めます。さらに、鈴鹿市青少年対策推進本部を設置し、未来を拓くこころ豊かでたくましい子どもの育成に寄与します。

#### ② 交通安全教育の推進

子どもの交通安全に対する意識の高揚と注意喚起を図り、交通安全教育など、交通安全について学べる機会の提供に努めます。また、保育所、幼稚園、学校と連携し、交通安全に対する指導の充実にも努めます。また、幼児・児童・生徒の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、貸出制度、助成制度の導入や安全利用にかかる情報提供などについて検討します。

#### ③ 地域協力による安全対策の促進

地域における防犯・防犯意識の高揚と、子どもを見守り合う意識の高揚を図り、防犯対策や災害時の対応などに関する情報提供や啓発活動に努めます。学校付近、通学路などにおける子どもの安全確保を図り、地域における通園、通学時の声かけや、PTAや学校関係者、ボランティア団体などの連携によるパトロール活動の支援・実施など、地域で子どもを守る活動の啓発に努めます。また、青色回転灯装着車によるパトロールも積極的に行い、防犯意識の高揚に努めます。

### □施策目標 2：安心して子育てできる環境づくり

#### ① 子育てをささえる住環境の充実

子育てしやすい良好な住環境の提供を図り、ゆとりある市街地の空間を利用し、良質な住宅、宅地の確保に努めます。また、市営住宅の建替えの際には、若年、中堅層向け（ファミリー向け）などの住宅の供給や、敷地内に公園などの交流スペースの設置に努めます。子どもを持つ勤労者が良質な住居を持つための側面的な支援として、住宅資金を得るための貸し



付け事業の情報提供を行い，継続して実施します。

## ② 子育てバリアフリーの推進

高齢者や障がい者はもちろん，子どもや子ども連れ，ベビーカーなどにも配慮した生活環境の整備を図り，歩道の段差解消や公共施設のユニバーサルデザインによるまちづくりなど，人にやさしいまちづくりを推進するとともに，広く普及啓発を行います。また，公共施設については，子ども連れの人ができるトイレの整備や，おむつ交換や授乳，休息などができる場の確保など，子ども連れの人に配慮した環境づくりに努めます。

## Ⅰ 重点的な取組み

行政機関においては、国と地方との上下関係、省と省との所管関係などを縄張り意識や縦割り行政の弊害といった表現で、取り扱われることが少なくありません。鈴鹿市の子育て支援分野においても、県や県の出先機関との関係、課と課との所管関係、施設間関係など、さまざまな機関相互に関係性が生じています。

鈴鹿市では、これらの関係性を有機的連携へ向かわせるとともに、責任の所在を明確にしつつ、連結・連動へとその関係性を進化させていくことが肝要なことであると考えています。そのためには、次に掲げる3つの人的・物的資源を基軸とし、さまざまな子育て支援を推進していきます。

### ○子育て支援センターと子育て支援総合コーディネーター

子育て支援センター「りんりん」は、地域子育て支援拠点事業（センター型）の中核施設として、平成16年8月に開設し、子育て親子の交流の場、子育て全般に関する専門的な支援を行っています。今後、在宅育児支援のさらなる機能の充実を図るため、子育て支援センター内に保育士の資格を有した子育て支援総合コーディネーター2人を配置し、公民館など地域の資源を活用した地域出前活動、子育て関連情報の提供活動、子育て関連施設や関係機関・団体相互をつなぐ連携活動などを推進します。また、第2の子育て支援センター（センター型）を視野に入れ、開設準備を進めます。

### ○家庭児童相談室と家庭児童相談員・婦人相談員

家庭児童相談室は、家庭において子どもを養育する上でのさまざまな悩みごとや心配ごと、子どもへの虐待、発達障害、配偶者からの暴力などについての相談に応じています。相談機関の中核機関として、発達障害の早期の発見、適切な支援を行うための中核機関として、職員の資質及び専門性の向上を図るため、職員の派遣研修を積極的に行います。子育て関連施設や関係機関・団体との連携を推進するとともに、教育分野との接続機関として、専任職員の配置など、体制の充実を図ります。

### ○保健センターと保健師・栄養士

保健センターは、健康づくりの観点から、地域における母子保健・成人保健の拠点施設として、特に、母性、乳幼児に対する保健指導、予防接種、健康診査、相談などを行っています。地域における保健・医療分野の中核機関として、子育て支援のさらなる機能の充実を図るため、養育支援訪問については、関係機関・団体と連携強化し、その拡充を図るとともに、乳児家庭全戸訪問については、専任職員の配置などにより、実施に向けた検討を進めます。